

開成町監査委員告示第 16 号

令和 4 年 11 月 25 日及び 12 月 22 日に実施した隨時監査の報告に対し、開成町長から措置を講じた旨の通知があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 31 日

開成町監査委員 田中 章
同 下山 千津子



令和4年2月25日

開成町代表監査委員様

開成町長 府川 裕一



監査における指摘事項について（報告）

令和4年11月25日（木）及び12月22日（水）に実施された監査の指摘事項について、次のとおり報告します。

1 監査実施日

令和4年11月25日（木）、12月22日（水）

2 指摘事項

- ① 監査委員、教育委員、農業委員の報酬額に不均衡があると認められることから、改定の必要性について検討されたい。
- ② 監査委員、教育委員、農業委員の報酬は年額で規定されているが、毎月定期的に職務に従事している実態からして、月額で規定することが適切である。
- ③ 特別職等の報酬額の決定や改定について合理的かつ明瞭な方法を検討されたい。

3 指摘事項に対する見解、是正・改善等の内容

①委員報酬の改定について

令和4年開成町議会3月定例会議に行政委員会及び附属機関の委員の報酬額の改定に係る条例改正案を提案することとしています。

委員報酬は、生活給としての意味を有さず、純粋に勤務実績に対する反対給付であるものと解されており、報酬額の決定にあたって、根拠となる明確な基準は法令等において定められていないことから、職務内容や職責、地域の実情などを踏まえ、各地方公共団体において判断する必要があります。

日額報酬については平成6年から26年間、年額報酬については平成9年から23年間にわたって、報酬額の改定を行っていなかったことから、このたび改定を行うこととしました。

なお、報酬額の改定にあたっては、行政委員会委員の報酬額については全国町村平均を下回るものについて増額改定を行うこととし、附属機関委員の報酬額については職員の初任給の改定状況を踏まえて増額改定を行うこととしています。

②委員報酬の支給方法について

委員報酬は、地方自治法第203条の2第2項の規定により、勤務日数に応じて支給する日額制が原則とされており、当町においても原則として日額制を採用しています。

一方で、条例で特別な定めをした場合には、月額制や年額制を採用できることとされており、当町では監査委員、教育委員会委員、農業委員会委員等について年額制を採用しています。

これらの委員報酬については、執行機関としての職責等から単に勤務日数のみで報酬額を決定することが適当でないこと、処理すべき案件の発生状況等によって月ごとの勤務日数に差異が生じること等から年額制を採用しているものです。

なお、条例において年額制を採用している場合でも、支給については実務上統一されていない。今後、毎月支給（年額報酬の12分割での支給）への変更は検討すべき事項と捉えています。

③委員報酬の基準について

地方公務員法により職員の給与について均衡の原則が定められていることから、委員報酬についても他の地方公共団体の同種の職の報酬額と比較することは、報酬額の検討にあたっての重要な要素であると認識しています。

一方で、行政委員会の委員の報酬額を、その職務内容や職責を考慮して決定する際には、行政委員会が特定の行政分野における執行機関があることを踏まえ、執行機関としての特別職の給料（教育委員については教育長の給料）を1つの基準として検討する必要があるものと認識しており、特別職の給料月額を超えない範囲で検討すべきものと考えています。

また、附属機関の委員については、今回の報酬改定において採用した職員の給与改定状況を踏まえて対応していくことが、適当であると考えています。